シンガポールにおける介護福祉制度「ケアシールドライフ」と日本の介護保険制度

	シンガポール ケアシールドライフ	日本 介護保険制度
経緯	高齢化社会が進行するシンガポールにおいて、 2020年に導入された介護福祉制度	2000年から導入
対象者	ケアシールドライフ保険加入者(年齢制約なし)	対象者は65歳以上、もしくは40歳〜64歳で特 定疾患により要介護状態の方
加入者· 保険料等	1980年以降に生まれたシンガポール人及び永住者の場合、2020年10月1日以降又は30歳の誕生日以降の遅い方からは強制加入。1979年以前に生まれたシンガポール人と永住者も加入する機会あり。67歳まで本人と事業主が保険料を支払う。加入者は収入の一定部分を医療口座(MediSave AC)に入金(入金した保険金は民間の保険会社が代行で運用)	40歳以上に加入義務あり、国民が納める保険料 と税金で運営。運営主体は市町村
給付	6つの基本的な日常生活動作(食事、入浴、歩行、 着替え、移乗、トイレ)のカテゴリーより、医師に より3つ以上の生活動作が不可能と認定された場合、 毎月S\$600(約5万円程度)が給付される。 ※このS\$600をどのように費消(介護用品購入/レンタル、ヘルパー採用等)するかは本人と家族が決める。	要介護認定(5段階)に応じて給付限度額が定められ、限度額の範囲内で地域のケアマネージャーが作成するプラン(訪問介護、用品レンタルなど)に基づいてサービスが提供される。現金給付は行われない。

出所:コンソーシアム作成